

平成 21 年 9 月 7 日

企業会計基準委員会 御中

全国銀行協会

「財務諸表の表示に関する論点の整理」に対する意見について

今般、標記論点整理に対する意見を下記のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

○ 論点整理全体について

財務諸表利用者にとって、企業の将来キャッシュ・フローの予測に資する情報を財務諸表で開示することは重要である。

しかし、過度な情報の提供は、財務諸表の作成コストを高めるだけでなく、財務諸表を煩雑にし、財務諸表利用者に混乱を与えるとともに、誤った理解に導いてしまうおそれがある。そのため、財務諸表の表示については、コストベネフィットを考慮して見直すべきである。

○ 【論点 1】 包括利益の表示

包括利益を導入するに当たっては、財務諸表利用者にとって重要な指標である当期純利益を維持すべきである。

包括利益の表示については、1 計算書方式と 2 計算書方式との選択適用を認めるべきである。

(理由)

わが国では包括利益に関する実務が習熟しておらず、1 計算書方式では最終行となる包括利益が過度に強調されるおそれがある。

○ 【論点 2】 非継続事業に関連する損益の損益計算書における区分表示

国際会計基準審議会 (IASB) ・ 米国財務会計基準審議会 (FASB) の共同プロ

プロジェクトにおいて検討されている事業セグメントレベル（今後導入が予定されているマネジメント・アプローチにおける事業セグメントを含む）を非継続事業の定義とすることが適当と考えられる。

（理由）

本件が財務諸表利用者の将来キャッシュ・フローの予測につながるのであれば導入に賛成するが、僅少な拠点・事業の区分表示までを要求することは本目的と乖離することになる。

遡及再表示は、実務上の問題点を考慮して基準を検討すべきである。

（理由）

非継続企業に関連する損益については、過年度において必ずしも同様の区分で管理しているとは限らない。このようなケースにおいても、一律に遡及再表示が求められれば、かえって財務諸表を歪める結果になりかねない。

○【論点H】キャッシュ・フロー計算書の直接法による作成

間接法・直接法の選択適用を支持する。

（理由）

連結キャッシュ・フロー計算書の営業キャッシュ・フローを直接法により作成するには、連結会社各社において膨大な個別取引データを記録・集計する必要が生じ、新たなシステム開発費用の負担につながる。

一方で、財務諸表利用者にとって直接法によるキャッシュ・フロー計算書が必ずしも有用でないと考えられる業種や営業特性の企業も存在し、一律に強制することは必ずしも企業活動の実態を適切に表すとは限らない（例えば、銀行のように常にキャッシュを介在して取引を行うような業種では、キャッシュ・フロー計算書の各項目の金額が膨らみ、財務情報の理解を阻害する懸念がある）。

また、各方法によって営業キャッシュ・フローが異なるものではなく、財務諸表提出会社が適切な開示と考える方法を選択適用することで連結キャッシュ・フロー計算書本来の目的は達成されると考える。したがって、一律に直接法を強制することは適切ではない。

現金及び現金同等物の移動について投資情報の有効性が低い場合等は、キャッシュ・フロー計算書の作成自体を削除可能としていただきたい。

（理由）

一般事業法人において、現金及び現金同等物を指標としたキャッシュ・フロ

一計算書は、投資情報として相応に有効であるとは考えられる。しかしながら、特に金融機関等、短期市場等により日常業務として借入等を行っている企業にとって、現金及び現金同等物の増減自体が有効な投資情報とは考えられず、例えば、それ以外の金融商品等の開示の充実がより有効であると考えられる。

○【論点 I】キャッシュ・フロー計算書と包括利益計算書の調整表

調整表は不要であるとの考え方を支持する。

(理由)

直接法で作成した場合のみ包括利益との関係を注記するとすれば、直接法で開示する場合のみ過度の負担が生じるため、強制適用すべきではない。

以 上